第 1744 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 2月 15日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 遺産分割のやり直し

Q：2年前に父が死亡し、相続税の申告期限までに遺産分割協議を行い、申告と納税も済ませています。

ところが、最近になって長男が母の面倒を見ないと言い出したため、相続人間で話し合ったところ、分割協議をやり直し再配分することになりました。このような場合、税務上の問題が生じるのでしょうか。

A：財産の再配分が無償で行われた場合には、贈与税の課税関係が生じます。

【解説】

民法では、遺産分割を行う時期について特に定めていませんので、遺言で分割が禁止されていない限りいつでも共同相続人全員の協議によって分割することができることとされています。

しかし、いったん有効に遺産分割協議が成立し、分割により共同相続人等に帰属した財産をそのやり直しと称して再配分したときには、その再配分により取得した財産は、相続登記の有無に関係なく、税務上遺産分割以外の原因（例えば、贈与、交換、譲渡など）により取得したものとして取り扱われます。

ご質問の場合は、再配分に当たって金銭等の支払いは行われていないようですから、当初の遺産分割協議が無効となる場合（一部の相続人を除外して協議した場合など）を除いて、無償で財産を移転したものとして贈与税の課税関係が生じます。